

令和5年5月2日

牛久市立小・中・義務教育学校
児童生徒の保護者のみなさま

牛久市教育委員会教育長 染谷 郁夫

新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ（第34報）
（5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について）

日頃より牛久市教育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

このたび、文部科学省では5類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策として、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われましたので、主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせします

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握

※児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取り組みは不要

- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。

※5類感染症への移行後の新型コロナウイルス関連での児童生徒の出欠等の取扱いについては別紙の通りです。

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス関連での児童生徒の出欠等の取扱いについて

	症状・内容	出席停止扱い期間
①	新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒	発症した日の翌日から起算し、5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から起算し1日を経過するまで。 無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで。
②	従前であれば濃厚接触者として特定されていた者 ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等 ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者	濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないうこと。 新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。
③	感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等	同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合や、児童生徒本人に基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いと主治医の見解を得られるなど、合理的な理由があると学校長が判断したとき。
④	新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合。	季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルスと診断された場合、出席停止の措置を講じる。

上記の場合は、欠席扱いとせず出席停止扱いとします。

- ※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。
- ※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行う。
- ※ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではない。